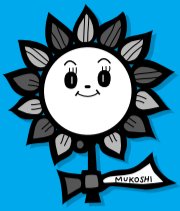


くらしの情報



市の催し・サービス情報

教室・文化・芸能などの催し、福祉・教育などのサービスなど、市からのお知らせを中心に掲載しています。

- 向日市役所への電話でのお問い合わせは、☎931-1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。
- 向日市役所への(ファックスは☎922-6587、郵便物は〒617-8665 向日市役所)、電子メールはinfo@city.muko.kyoto.jp)にお送りください。
※ファックス、郵便物、電子メールには、市役所のどこの課(担当課名)へのものかをお書きください。
- 参加費などの記載がないものは無料でご参加いただけます。
- ☎=お問い合わせ、HP=ホームページアドレス

催し情報

子どもふれあい講座「夏休み木工教室」

- 日時/8月23日(水)~25日(金) 時間はいずれも午前9時30分~正午、3日間で自分のデザインした作品を仕上げます。
- 場所/第3向陽小学校
- 対象/向日市在住の小学4~6年生20人
- 講師/平井正樹さん
- 参加費/1,000円(材料費)
- 持ち物/筆記用具、軍手、タオル、水筒(お茶)、汚れてもいい服装
- 申込み/7月15日(土)から参加費を添えて、中央公民館☎932-3166へ。定員になり次第締め切り。

物集女コミセン「親子温暖化教室」



地球温暖化について、太陽光発電の工作などの体験を通して考えを深める楽しい教室です。

●日程/7月28日(金) 午前10時~正午

- 場所/物集女コミセン
- 講師/林川美保さん(京都府地球温暖化防止活動推進センター)
- 対象/向日市在住の小学4~6年生と保護者30組60人
- 持ち物/両面テープ、はさみ、カッター、ラジオペンチ、目打ち
- 申込み/電話で物集女コミセン(☎921-1514)へ。定員になり次第締め切ります。

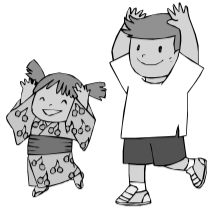
物集女・鶏冠井コミセン 自習室開放

夏休み期間にコミセンの一角を自習室として開放します。身近な自習の場としてご利用ください。

- 日時/【物集女コミセン】7月19日(水)、25日(火)、8月1日(火)、8日(火)、22日(火)、29日(火)
【鶏冠井コミセン】7月18日(火)、25日(火)、8月1日(火)、8日(火)、22日(火)、29日(火)
午前9時30分~正午、午後1時~4時30分
- 対象/向日市在住の中学生以上の方
※申込みは不要ですが、施設定員の都合上、お断りする場合があります。当日、各コミセン(物集女コミセン☎921-1514、鶏冠井コミセン☎931-4102)にお問い合わせください。
※自習室内での私語はご遠慮ください。必要な図書類はお持ちください。

サービス情報

向日ふるさと音頭指導員の派遣



夏まつりや盆踊りを盛り上げる「向日ふるさと音頭」の指導員を、自治会や子ども会などを対象に派遣しています。派遣希望日の1週間前までにお申込みください。

☎秘書広報課(内線295)

難病個別相談

- 日時/7月31日(月) 午後2時~4時
- 場所/京都府乙訓保健所
- 対象/ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、結節性動脈周囲炎、強皮症、皮膚筋炎および多発性筋炎、大動脈炎症候群、ビュルガー病、悪性関節リウマチ、ウェゲナー肉芽腫症など膠原病の方および疑いのある方とその家族5組
- 申込み/7月24日(月)までに京都府乙訓保健所保健室(☎933-1153・☎932-6910)へ。

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返しいています

- 終戦後、外地から引き揚げてこられた方々が上陸地の税関または海運局に預けられた通貨・証券
- 外地の集結地において、総領事館や日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち、日本に返還されたもの。

お心当たりの方は、大阪税関京都税関支署☎761-1296までお問い合わせください。ご本人だけでなく、ご家族の方にもお返ししています。

HP <http://www.osaka-customs.go.jp>

留守家庭児童会アルバイト指導員募集

- 勤務期間/7月21日(金)~8月31日(木)
- 勤務時間/午前8時30分から午後6時までの間で8時間
- 時間給/880円
- 対象・募集人員/高校卒業以上50歳まで。健康で子どもが好きな方、若干名
- 勤務場所/留守家庭児童会の施設(市内各小学校内)
- 申込み/7月20日(木)までに市販の履歴書(写真添付)を教育委員会生涯学習課青少年係(内線351)へ。郵送(〒617-8665 向日市教育委員会生涯学習課)も可。後日面接日をお知らせします。

海上保安大学校・海上保安学校 学生採用試験

- 海上保安学校
 - 受付期間/7月18日(火)~8月1日(火)
 - 1次試験/9月24日(日)
- 海上保安大学校
 - 受付期間/8月24日(木)~9月5日(火)
 - 1次試験/10月28日(土)・29日(日)
- HP <http://www.kaiho.mlit.go.jp/saiyou/bosyu/index.htm>(海上保安庁ホームページ内の採用情報)

市町村振興宝くじ

サマージャンボ宝くじ

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

当選金 1等2億円42本、2等1億円126本など

発売期間 発売中(8月1日(火)まで) 1枚300円

全国の宝くじ売場で発売 抽選日8月11日(金)

税制改正による介護サービス利用料の経過措置

税制改正により、非課税世帯が課税世帯になり、本人の利用者負担段階が第1、2、3段階から第4段階(下表:利用者負担段階参照)になった場合、経過措置として、平成18年7月1日から平成20年6月30日の間において利用されるサービスの利用料が減額される場合があります。対象となる方は、申請してください。

なお、介護保険施設での居住費と食費の負担限度額認定者で、該当される方については、申請書など送付しておりますので、その用紙で申請してください。



区分		利用者負担段階
生活保護受給者		1
世帯全員が 市民税非課税者	老齢福祉年金受給者	1
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	2
利用者負担第2段階以外の方		3
本人課税者または同じ世帯に市民税課税者がいる方		4

■税制改正により、利用者負担段階が第1段階から第4段階となられた方

介護保険施設や短期入所を利用されたときの居住費・食費について、第2段階で認定します。

■税制改正により、利用者負担段階が第2段階から第4段階となられた方

介護保険施設や短期入所を利用されたときの居住費・食費について、第3段階で認定します。

■税制改正により、利用者負担段階が第3段階から第4段階となられた方

次の要件をすべて満たす方について、社会福祉法人が行う介護サービスの利用者負担を約8分の1減額します。

- 対象要件
 - ①年間収入が単身世帯で190万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
 - ②預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
 - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
 - ④負担能力のある親族などに扶養されていないこと
 - ⑤介護保険料を滞納していないこと

- 減額対象費用 社会福祉法人が実施している介護(予防)サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設サービスなど)の利用料・食費・居住費(滞在費)

●お問い合わせ 障害者高齢者支援課 介護保険係(内線371)